

猛暑のオリンピック建設現場

灼熱の過酷な労働環境

これで持続可能なオリンピックといえるのか。



2019年9月2日

国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウ

1. 調査の経緯

(1) 2019年8月、東京オリンピック・パラリンピック開催まで1年を切った。

東京オリンピック・パラリンピックは、オリンピック憲章に基づき、持続可能なオリンピックを標榜している。

2011年に国連人権理事会が採択した国連ビジネスと人権に関するガイドラインをふまえるならば、オリンピック・パラリンピックに関連する事業、その準備、調達は、人権に配慮して実施されなければならない。

この点で、オリンピック競技場建設に関わる建設労働者の人権、労働環境は、最も直接的にオリンピック・パラリンピック関連事業実施に関わる人権問題であるが、深刻に憂慮される状況が指摘されてきた。

厚生労働省の公式データでも2018年末までの間に、オリンピック建設関連で2名の労働者が死亡している。¹

建設が完成に向けて佳境に入る中、労働者の労働環境は一層過酷なものとなるのではないかと懸念から、国際人権NGOヒューマンライツ・ナウは、建設現場のモニタリングを開始した。

(2) 本報告書は本年8月2日の現地モニタリングの結果を中心とするものである。

2019年8月の東京の熱さは殺人的な状況であり、2019年8月の東京の平均気温の平均は28.4度、²最高気温の平均は32.8度であった。³8月2日もそのような1日であった。

総務省消防庁によれば、2019年7月29日～8月4日に熱中症で救急搬送された人は全国で18,347人(速報値)、東京都は全国一位の1857人であった。⁴2019年8月5日～8月11日は全国で12,751人(速報値)、東京都は全国一位の1465人であった。⁵

こうした危険なほどの暑さの中、来年のオリンピックが開催されるとすれば、アスリートや観客、関係者の安全が強く懸念され、競技中に最悪の場合、死者が出てしまう恐れがあると懸念される。

大会開催に関して様々な懸念がある中、現時点で心配すべきことはこのような炎天下の環境で働く、オリンピック・パラリンピック開催に関連する現在建設中の施設で作業に従事する労働者の労働環境である。

8月2日、チームは、いくつかのオリンピックサイトを訪問し、状況を確認した結果、炎天下における作業が著しく過酷であること、労働者の人権上の配慮

¹ <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000493347.pdf>

² http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/monthly_s3.php?prec_no=44&block_no=47662

³ http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/monthly_s3.php?prec_no=44&block_no=47662&year=&month=&day=&view=a2

⁴ https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/items/heatstroke_sokuhouti_20190729.pdf

⁵ https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/items/heatstroke_sokuhouti_20190805.pdf

に欠ける深刻な懸念があること、それが死亡のリスクに直結するものであることを確認し、急遽本報告書をまとめることにしたものである。

ヒューマンライツ・ナウによる本年8月2日の現地モニタリングの直後、8月8日に東京ビッグサイト（江東区有明）の仮設・オーバーレイ工事に従事していた男性作業員が死亡し、熱中症とみられるとの報道があった。⁶

炎天下の作業の末に亡くなったら労働者の方に心から哀悼の意を捧げるとともに、今後同様の犠牲が二度と生じないよう対応を求めるため、報告書を公表することとした。

2. 調査の対象と概要、気象条件

(1) オリンピック・パラリンピックの開催会場

オリンピック・パラリンピックの開催会場は次頁の画像の通り、多くが東京のベイエリアに集中し、建設は佳境を迎えている。

国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウのモニタリングチームは、これらの施設の建設に従事するオリンピック関係労働者の方々の労働環境のモニタリングを開始した。

具体的には、7月4日、7月5日、7月9日、7月12日、7月24日、8月2日の6回にわたり、ヒューマンライツ・ナウのモニタリングチームは、下記の建設中の競技施設を訪問し、外部から労働者の働く環境を確認するとともに労働者に対する簡単な聞き取りをいくつか行った。

記

オリンピックスタジアム
有明体操競技場
有明アリーナ
有明アーバンスポーツパーク
東京アクアティクスセンター
選手村

⁶ <https://www.sankei.com/tokyo2020/news/190809/tko1908090001-n1.html> 「2020年東京五輪・パラリンピック組織委員会は8日、国際放送センター（IBC）とメインプレスセンター（MPC）として活用される東京ビッグサイト（江東区有明）の仮設・オーバーレイ工事に従事していた男性作業員（50）が死亡する事故が発生したと発表した、とされる。」 「警視庁東京湾岸署によると男性に外傷はなく、現場の状況から熱中症とみられるという。」



(2) 2019年8月2日のモニタリング

2019年8月2日、ヒューマンライツ・ナウのモニタリングチームは東京五輪開催会場の多くが存在する東京ベイエリアへと足を運んだ。

具体的には、ヒューマンライツ・ナウのモニタリングチームは、
有明地区： 有明体操競技場⁷・有明アリーナ⁸・有明アーバンスポーツパーク⁹



晴海地区： オリンピック村
へと移動し、視察を行った。

この日の東京の最高気温は35度と予想され、同日朝、NHKの朝のニュース番組では、熱中症の危険があるため、不要不急の外出は控えるよう呼びかけるアナウンスが繰り返されていた。

⁷ <https://tokyo2020.org/jp/games/venue/ariake-gymnastics-centre/>

⁸ https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/taikaijunbi/taikai/kaijyou/kaijyou_07/index.html

⁹ <https://tokyo2020.org/jp/games/venue/ariake-urban-sports-park/>

気象庁が発表した、東京都「江戸川臨海」地域の2019年8月2日の1時間ごとの気象データは以下のとおりである。¹⁰

時	降水量 (mm)	気温 (°C)	風速・風向(m/s)		日照 時間 (h)	雪(cm)	
			風速	風向		降雪	積雪
8	0.0	29.3	2.8	南	1.0	///	///
9	0.0	29.8	3.7	南	1.0	///	///
10	0.0	30.7	3.6	南	1.0	///	///
11	0.0	31.4	3.8	南	1.0	///	///
12	0.0	32.1	4.8	南	1.0	///	///
13	0.0	32.3	5.7	南南西	1.0	///	///
14	0.0	32.1	7.1	南南西	1.0	///	///
15	0.0	31.5	8.3	南南西	1.0	///	///
16	0.0	30.6	8.9	南南西	1.0	///	///
17	0.0	30.1	8.1	南南西	1.0	///	///
18	0.0	29.0	7.2	南南西	1.0	///	///
19	0.0	28.3	7.5	南南西	0.1	///	///

一方、検索サイト Goo には、同日の東京都の気候について、¹¹

最高気温	最低気温
35.1	27.1

との表示がある。

環境省の熱中症予防情報サイトによれば、31度以上は日常生活レベルで危険、運動は原則中止とされている。¹²

¹⁰https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/hourly_a1.php?prec_no=44&block_no=0370&year=2019&month=8&day=2&view=

¹¹<https://weather.goo.ne.jp/past/662/00000802/>

¹²<http://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>

3. 有明の施設 炎天下で働く人たち

(1) 「有明アーバンスポーツパーク」

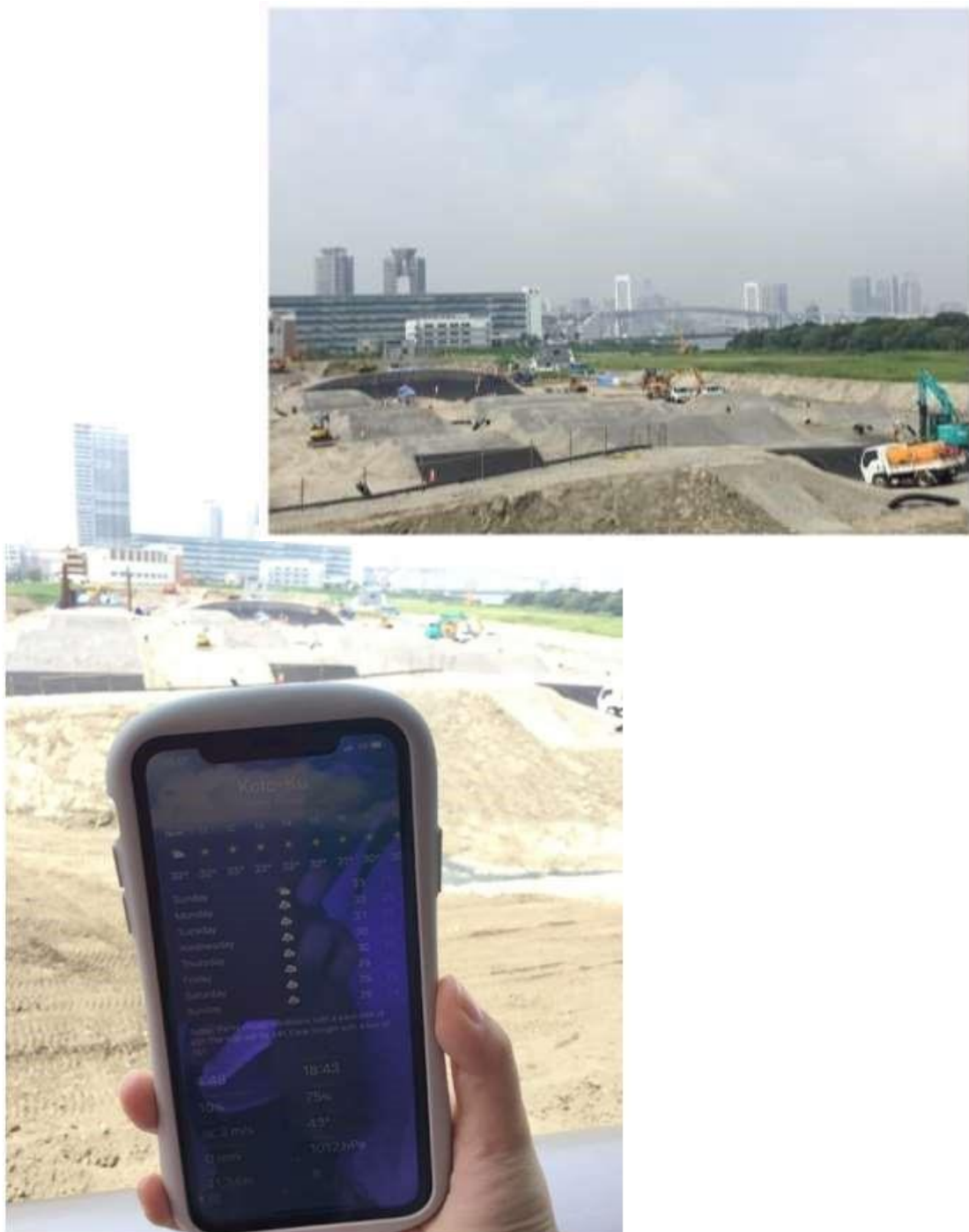
ヒューマンライツ・ナウのモニタリングチームはまず、有明テニスの森駅から「有明アーバンスポーツパーク」として設営準備されている自転車競技場の外観を確認した。

ウォーターフロントエリアの有明北地区に建設中のこの施設は、自転車競技のBMXレーシング、BMXフリースタイルの他、スケートボードも実施される予定とされる。¹³

現地では、たくさんの労働者が炎天下働いていた。



¹³ <https://tokyo2020.org/jp/games/venue/ariake-urban-sports-park/>



温度を測ったもの。

有明テニスの森駅において午前 10 時 17 分の温度、湿度、体感温度を臨時測定にて測ったところ、この時点で 32 度、湿度は 75 パーセント、体感温度は 43 度であった。

建設現場は炎天下で日陰はなく、野外の作業が続いていた。

(2) 有明体操競技場

次に有明体操競技場の建設現場に向かった。

大会時には、約 12,000 人の客席数を有する競技場が建設される予定であり、オリンピックでは体操（体操・新体操・トランポリン）、パラリンピックではボッチャが行われる予定とされる。¹⁴



清水建設が工事を受注している。

¹⁴ <https://tokyo2020.org/jp/games/venue/ariake-gymnastics-centre/>

工事現場に表示された、気候条件を撮影した。現場の表示では、温度が 35 度、湿度は 45 度とされていた。

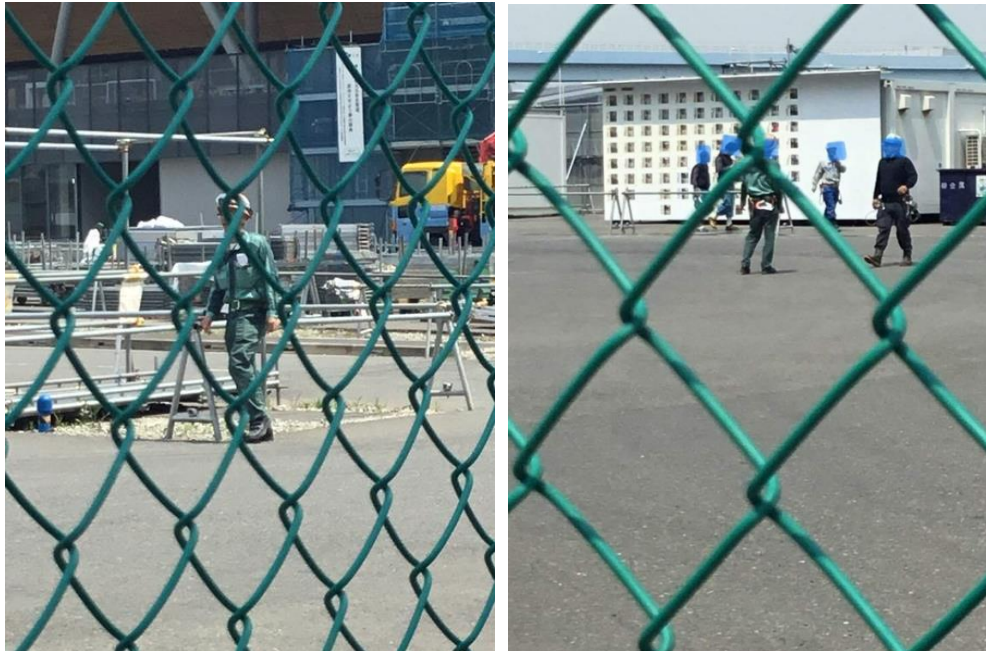


しかし、有明体操競技場は、有明テニスの森駅を最寄り駅とし、「有明アーバンスポーツパーク」からさほど遠くない。

有明テニスの森駅から「有明アーバンスポーツパーク」を見下ろす位置で湿度が 75 パーセントと表示されており、現場の湿度が 45 パーセントなのかは疑問である。

建設現場では、たくさんの人が炎天下で働いていた。工事に必要な安全対策として、全身長袖、ヘルメット着用が必須である。

そのため猛暑のなか、さらに暑く過酷な環境である。



中には、服の中にファンが装着されて涼しくなるような作業着を着ている労働者もいたが、全員ではなかった。

ファン（扇風機）がついた作業ジャケット



労働者の方から聞いた証言によれば、「下請け会社ごとに違い、支給されているところもあれば、支給されていないところもある。個人で買う人もいる」という。

当然、建物の中での作業もあり、中は熱がこもってさらに暑いはずである。



しかし、少なくとも今回に先立ち、7月に労働者の方から聞いた限りでは、内部に空調設備は設置されていないとのことであった。

エアコンを設置するのがまさに彼らの仕事であり、「これから設置する」予定だと言う。

熱中症対策としてなのか、ポカリスエット粉末が大量に現場においてあることは確認したが、対策としては十分ではないだろう。



(3) 有明アリーナ（仮称）

続いて、有明アリーナ（仮称）¹⁵に赴いた。

ここでは、オリンピックでは、バレーボール、パラリンピックでは、車いすバスケットボール開催が予定されている。



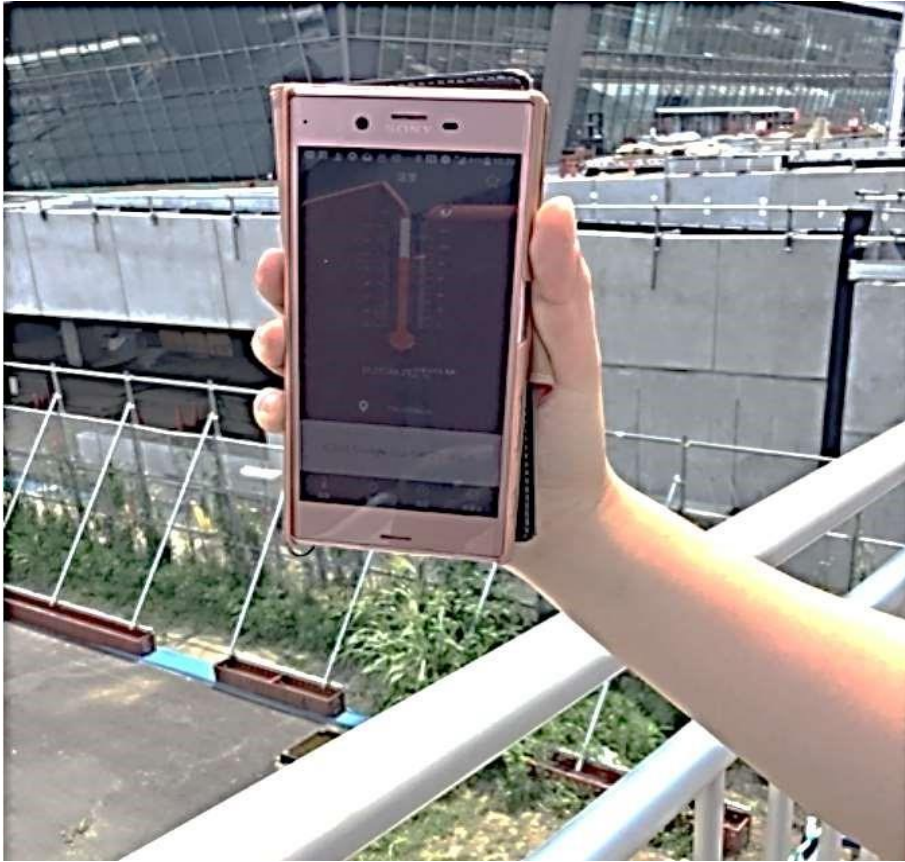
複数の建設会社が共同で工事を進めている。

¹⁵ https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/taikaijyunbi/taikai/kaijyou/kaijyou_07/index.html

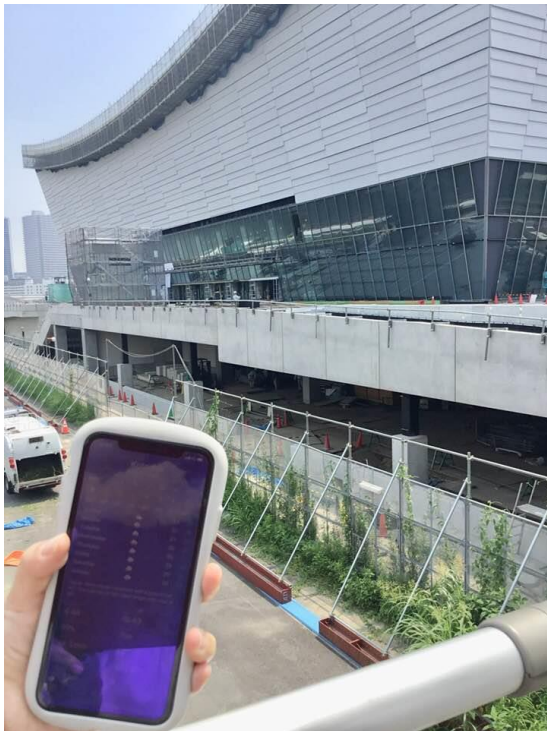


ここでも、炎天下で多くの労働者が働いていた。
労働者からの聞き取りによると、ここでは外国人労働者もたくさん働いているという。外国人労働者日本に来て突然の暑さで慣れない炎天下の業務に従事することによる健康へのリスクの大きさが懸念される。また、他の産業では顕在化している技能実習生に対する劣悪な労働環境や労災リスクも懸念される。





携帯アプリで離れた場所から温度湿度を測定してみた結果、温度は31度強、湿度は88パーセント、体感温度は45度以上であった。
内部ではさらに暑いことが予想され、室内作業の過酷さがうかがえる。



4. 晴海 灼熱の選手村の状況

モニタリングチームは、晴海の選手村建設現場にも足を運んだ。ここでは東京五輪を象徴するようなマークやイラストがたくさん見られた。

非常に広大な地域が選手村となるようで、大規模再開発が進んでいた。



選手村のある地域は選手用の建設中の高いビルばかりで、周りに木々がなかったため、先ほどの建設現場よりもさらに暑く感じた。建設中の選手村はまるで高級マンションのようで、実際にオリンピックの後はマンションとしての使用・販売が予定されているようだ。



和風の風情で建設されているシックな外観のものもある。

ここでも気温は高く、離れたところからでも、気温 33 度、湿度 73 パーセント、体感温度 45 度と計測された。

現場には休憩所が設置され、適宜休憩をとれるようだが、健康対策は万全なのか、気がかりである。

熱中症予防を中心に、労働環境への配慮を抜本的に強化する必要がある。



5. 過酷な労働環境

今回の我々のモニタリングは正式な調査ではなく、温度湿度等も簡易測定にすぎなかった。しかし、それでも労働者の安全と健康に対して、重大な懸念を感じざるを得なかった。チームは午前中にモニタリングを終了したが、午後に入り、どんどん最高気温に近づいていくにつれて一層過酷な環境となったことが予想された。

なお、今回のモニタリングチームの一員は、約1時間半程度の視察（バス、タクシーで移動時間を含む）で、頭痛など、軽い熱中症の兆候を呈した。そのため、モニタリングチームは調査を終了した。

6. 「命がいくつあっても」国際団体の調査への対応

オリンピック・パラリンピックの建設現場をめぐっては国際団体も調査を行い、問題点が指摘されている。

国際建設林業労働組合連盟（BWI、本部・ジュネーブ）は、2019年2月3日、東京オリンピック・パラリンピック関連の建設現場で働く人たちの労働環境について、東京都内で聞き取り調査を行った。

BWIに加盟する労組「全国建設労働組合総連合」（全建総連）が依頼を受け、新国立競技場や選手村などの建設現場で働く労働者40人を集め、聞き取りとアンケート調査を実施した。

報道によれば、選手村で働いていた男性は、「誤った作業手順が進められ、極めて危険で、命がいくつあっても足りない」と話したという。

工期も当初言われた時よりも短い時間で仕上げるように指示され、「現場は、せかされ、追い詰められている」などと語ったとされる。

また、「情報統制がすごい」「外国人の技能実習生には、資材を引き上げるなど単純作業を行わせていて、見ていてかわいそう」などの意見もあったという。¹⁶

調査をふまえ、BWIは今年5月調査結果について、に「The Dark Side of the Tokyo 2020 Summer Olympics（2020年東京オリンピック“闇の側面”）」とする報告書をまとめて公表した。¹⁷

ここでは、

- ・月28日勤務
- ・危険な環境
- ・2人の作業員が安全器具を自費で購入させられた
- ・聞き取りした作業員の半数は雇用契約がない
- ・海外からの労働者は失職や懲戒を恐れて、労働環境に苦情を言えない“恐れ文化”があるなどの労働者からの訴えが記載されている。

さらに「労働組合がJSCに作業員の苦情を代表して申し立てても、当事者でないため却下された」事実が指摘されている。

¹⁶ <https://www.asahi.com/articles/ASM2341FPM23UHBI006.html>

¹⁷ <https://www.bwint.org/web/content/cms.media/1542/datas/dark%20side%20report%20lo-res.pdf>

7. 「持続可能なオリンピック」は本当か。

上記調査、報告書による指摘を受けたオリンピック組織委員会の動きは遅く、7月19日にリリースを出しているが、¹⁸独自に調査をすることや是正に動くという形跡は全く見受けられない。

新国立競技場建設に関しては、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）が反論文書を作成しているが、その内容はBWIの報告内容をほぼ全面否定する内容となっている。

ところが、JSCの反論は、自らの調査に基づいてなされたものなく、受注者の言い分をそのまま主張するものが多くをしめる。¹⁹

現場作業における安全保護具の支給、貸与、負担は、元請けがすべきとのBWIの主張に対し、JSCは労働者を雇用する使用者と労働者の間で取り決める問題だとして、元請けの責任を否定している点も重大である。

オリンピック・パラリンピック組織委員会は、持続可能な開催を目指し、「持続可能性に配慮した調達コード」²⁰を定めており、人権、労働に関しては以下のような基本原則の定めがある。

組織委員会は、人権の尊重を重視する。そのため、サプライヤー及びライセンサーに対し、製造・流通過程において、人種、国籍、宗教、性別、性的指向、障がいの有無等による差別やハラスメントが排除され、また、不法な強制立ち退き等の権利侵害の無い物品・サービス等を提供することを求める。

・組織委員会は、適正な労務管理と労働環境への配慮を重視する。

そのため、サプライヤー及びライセンサーに対し、製造・流通過程において、強制労働や児童労働がなされておらず、安全・衛生が確保されており、労働者の諸権利が法令に照らし確保されている物品・サービス等を提供することを求める。

そして、調達コードに反する場合は通報窓口が設けられている。²¹

しかし本件調査及びBWIの調査、その後の対応を見るに、本当にこれが実施されているのか著しく疑問である。

BWIによれば、JSCは労働組合が労働者からの匿名の通報を根拠に申し立てた案件では当事者でないとして訴えを認めなかったという。この事実をJSCは認めていないが、この訴えに関し、是正に取り組んでいる実態は見られない。

建設労働は、ゼネコンから下請けの連鎖が何段階にもわたり、労働環境に苦情を言う小規模事業者はすぐに契約を切られてしまい、声をあげにくいと言わ

¹⁸ <https://tokyo2020.org/jp/news/notice/20190719-02.html>

¹⁹ <https://tokyo2020.org/jp/news/notice/20190719-02.html>

²⁰ <https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/sus-code/>

²¹ https://www.jpnsport.go.jp/corp/Portals/0/soumu/code_2019.pdf

れている。事実関係を確認するためには、こうした声をあげにくい状況に配慮し、匿名の通報に広く対応する必要がある。

東京 2020 組織委員会、東京都、JSC は共通の通報フォームを使用しているが、これが権利侵害を受けている労働者にとってアクセスしにくいものであることは一目瞭然である。

すなわち、通報者は以下の事項を記載することを求められている。

- ・ 組織委員会、東京都、ないしは JSC が調達する東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係の調達物品等を特定するに足る情報(商品の種類、商品の名称、製造又は販売業者の名称、又は、商品名のみで特定が困難な場合は商品が特定できる特徴等を記載。製造や納入の時期、ロット番号等、可能な限り詳細な情報も記載)。
- ・ 通報者に対して生じた現実の影響又は将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる負の影響の具体的内容
- ・ 通報者が考える調達コード不遵守の具体的事実及び当該不遵守の対象となる調達コードの条項
- ・ 調達コード不遵守と負の影響の因果関係

きわめて難解であるとともに、労組や NGO その他第三者が権利侵害を受けている匿名の個人に代わって通報することの障害となる内容である。

通報者に対して生じた現実の影響、負の影響等を記載しない限り有効な通報とみなされないとするれば、労組や NGO その他第三者が権利侵害を受けている匿名の個人に代わって通報しても、有効な通報として処理されないと考えられる。

8. 結論

本モニタリングの直後、8月8日に、東京ビッグサイト（江東区有明）の仮設・オーバーレイ工事に従事していた男性作業員が死亡した。

報道によれば、熱中症とみられる。

ところが、この痛ましい事故を受けてなお、組織委員会は何らの実態調査にも乗り出していないうえ、建設現場における何らの安全対策の基準も人権ポリシーも策定していない。

通報制度も改善されないままであるし、通報後の実効性を伴った救済手続もない。

これまで指摘されてきたことへの改善も進まないまま、この酷暑を迎え、通常人なら、すぐに熱中症になってしまうような環境で働き続けるという負荷が加われば犠牲者は増えるばかりであるし、台風シーズンや完成直前の労働環境も深刻に懸念される。

建設現場での現状は、2011年に国連人権理事会が採択した国連ビジネスと人権指導原則における、下記の要請をいずれも満たしていないことが明らかである。

- 1 人権を尊重するコミットメントの表明、
- 2 人権デューディリジェンス
- 3 人権の負の影響を防止し軽減するための適切な措置、
- 4 負の影響の是正
- 5 実効的な狭隘メカニズムの確立とアクセスの確保

現状が持続可能性からはほど遠いことは明らかである。

オリンピックに向け、世界は今、日本の対応、特に持続可能なオリンピックを掲げているのが本気なのか、人権や社会課題への本気度に注目している。

今こそ、関連施設の建設に携わっている労働者の労働環境を最優先にし、抜本的な改善に乗り出すべきである。

9. 勧告

ヒューマンライツ・ナウは組織委員会、東京都、JSC に対し、以下の通り勧告する。

- 1 国連ビジネスと人権に関する指導原則及び持続可能性に配慮した調達コードに基づきオリンピック各種建設現場における労働環境の改善に真摯に取り組むこと
- 2 オリンピック建設現場における労働者の労働安全、労働環境、その他人権保障に対し発注者として責任を負うことを明確にし、国内法 ILO 条約に基づき労働者保護のための人権ポリシーを策定し、これを労働者に周知すること
- 3 オリンピック各種建設現場における労働者の実態に関して独立した第三者による調査を実施し、問題点を把握し、改善のためのアクションプランを策定し、これを実施する体制を構築すること。
- 4 現場には一人親方いくつもの下請け構造の中で様々な零細業者とその労働者がいること、構造上労働者が労働条件に関して声を上げにくい状況に置かれていることに鑑み、全ての作業現場に統一した安全基準とルールを確立し、その実施を受注者に求めること。
- 5 2019年8月に作業中の死者が出たことを踏まえ、熱中症予防対策を中心に、労働環境改善に取り組み、各種建設現場統一の施策を策定、公表し、実施すること。
- 6 外国人労働者、外国人技能実習生は言語習慣の違いにより事故に遭いやすいこと、他業種においても過酷な労働環境の下で酷使されやすい脆弱な立場に置かれてきたことに留意し、特別な対応策を策定しそれを公表すること。
女性、高齢者など、体力的、健康上の理由により脆弱な立場に置かれた労働者に対する対応の施策を隔離すること
- 7 上記施策を外国人労働者も含め、労働者に対し、周知、広報を徹底すること。また、施策の実施を確保するための日常的なモニタリング体制を構築すること。

8 持続可能に配慮した調達コードに関連する通報フォームが一般の労働者から見て到底アクセス可能とは言えない現状を認識し、労働組合 NGO などによる代理通報も含め誰もが迅速に違反を通報し是正を求められるよう手続きを抜本的に改善すること。

9 調達コード違反に関する実効性ある救済メカニズムを確立し全ての労働者に周知徹底すること。

10 BWI 及び通報を実施した労働組合との間で速やかに話し合いの機会を持ち、改善に向けて定期的なダイアログ行うこと。合わせて関連するステークホルダー市民社会とのダイアログも実施すること。透明性確保のため一連のプロセスを公開すること

以上